

国住指第3452号
平成21年12月10日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 あて

住宅局 建築指導課長

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の実施について（依頼）

標記については、平成21年5月29日付け国住指第876号により都道府県建築主務部長宛に通知しておりますが、中央官庁営繕部局等における公共発注においても、制度の趣旨及び内容に誤解が生じないように周知いたしたく、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の構成機関である各中央官庁営繕担当課長様宛てに、別添通知を回送いただきたくお願いいたします。

国住指第3451号
平成21年12月10日

各中央官庁営繕担当課長 あて

国土交通省 住宅局 建築指導課長

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の実施について

平素より国土交通省における建築行政に多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、改正建築士法の施行に伴い、平成21年5月27日より、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）による構造関係規定又は設備関係規定への適合の確認（以下「法適合確認」という。）の義務付け等の制度が実施されたところであります。その実施に際し、設計業務等の発注において、構造設計一級建築士等が所属する建築士事務所であることや構造設計一級建築士等を確保することを入札又はプロポーザルの参加条件とすること等について営繕部局等公共発注部局から問い合わせがあったことから、下記のとおり、法適合確認の義務付け等の制度の趣旨及び内容について通知しますので、貴職におかれましては、設計業務等の発注に関し、制度の趣旨及び内容に誤解が生じることのないようご留意願います。

なお、貴管下地方支分局等関係機関にも周知をお願いします。

記

1. 法適合確認の義務付け等の制度は、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化を目的としたものであり、構造設計一級建築士等が所属していない建築士事務所の入札等への参入機会を制限することを意図するものではないこと。
2. 法適合確認の義務付け等の制度は、一定の建築物（構造設計については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1号又は第2号に規定する建築物であって、一級建築士でなければ設計できない建築物、設備設計については、階数が3以上で床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物）の構造設計又は設備設計を行った場合においてのみ、適用されること。
また、この場合において、構造設計一級建築士等が所属していない建築士事務所については、他の建築士事務所と連携して次の①又は②の方法により設計を行うこ

とができること。

- ① 構造設計一級建築士等が自ら構造設計又は設備設計を行った場合においては、その構造設計図書又は設備設計図書に一級建築士である旨の表示、記名及び押印をするほか、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をする。
- ② 構造設計一級建築士等以外の建築士が構造設計又は設備設計を行う場合においては、構造設計一級建築士等の法適合確認を受け、当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨を記載し、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名及び押印をする。